

尾張西三河国有林の地域別の森林計画書

(尾張西三河森林計画区)

計 画 期 間

自 令和 3年 4月 1日

至 令和13年 3月31日

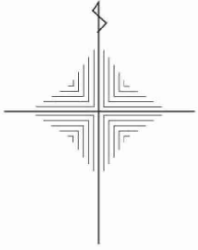
林野庁中部森林管理局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：令和3年4月1日～令和13年3月31日までの10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、林野庁中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。

尾張西三河森林計画区の国有林位置図



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
（1）位置及び面積	1
（2）自然的背景	1
（3）社会経済的背景	2
（4）森林・林業の動向等	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
（1）森林の整備及び保全の基本的な考え方	6
（2）森林の整備及び保全の推進方向	6
（3）森林の整備及び保全の重点事項	7
（4）林道等及び治山施設の整備	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
（1）森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	9
（2）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
2 その他必要な事項	11
第3 森林の整備に関する事項	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	12
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
（2）立木の標準伐期齢	14
（3）その他必要な事項	14
2 造林に関する事項	15
（1）人工造林に関する事項	15
（2）天然更新に関する事項	17
（3）その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する事項	19
（1）間伐の標準的な方法	19
（2）保育の標準的な方法	19
（3）その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	22
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
（2）その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	24
（3）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	25
（4）その他必要な事項	25
6 森林施業の合理化に関する事項	26
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	26

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	26
(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	26
(4) その他必要な事項	26
第4 森林の保全に関する事項	28
1 森林の土地の保全に関する事項	28
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	28
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	28
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	29
(4) その他必要な事項	29
2 保安施設に関する事項	30
(1) 保安林の整備に関する方針	30
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	30
(3) 治山事業の実施に関する方針	30
(4) その他必要な事項	30
3 鳥獣害の防止に関する事項	31
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	31
(2) その他必要な事項	31
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	32
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	32
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	32
(3) 林野火災の予防の方針	32
(4) その他必要な事項	32
第5 計画量等	33
1 伐採立木材積	33
2 間伐面積	33
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	33
4 林道の開設及び拡張に関する計画	34
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	35
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	35
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	35
(3) 実施すべき治山事業の数量	35
第6 その他必要な事項	36
1 保安林その他制限林の施業方法	36
2 その他必要な事項	43
(1) 森林整備への多様な主体の参加	43
(2) 木材利用の拡大	43
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	44
1 水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	44
2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	44
(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	44
(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	44
(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	45
別表2 鳥獣害防止森林区域	46

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要	47
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	47
(2) 地況	48
(3) 土地利用の現況	49
(4) 産業別生産額	50
(5) 産業別就業者数	51
2 森林の現況	52
(1) 齢級別森林資源表	52
(2) 制限林普通林別森林資源表	57
(3) 市町村別森林資源表	58
(4) 制限林の種類別面積	59
(5) 樹種別材積表	60
(6) 荒廃地等の面積	61
(7) 森林の被害	61
(8) 防火線等の整備状況	61
3 林業の動向	62
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	62
(2) 林業事業体等の現況	63
(3) 林業労働力の概況	63
(4) 林業機械化の概況	63
(5) 作業路網等の整備の概況	63
4 前期計画の実行状況	64
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	64
(2) 間伐面積	64
(3) 人工造林・天然更新別面積	64
(4) 林道の開設及び拡張の数量	64
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	64
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	65
(1) 森林より森林以外への異動	65
(2) 森林以外より森林への異動	65
6 森林資源の推移	66
(1) 分期別伐採立木材積等	66
(2) 分期別期首資源表	67
7 国有林の計画制度の体系	71

I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

全国森林計画の木曾川広域流域に属する本計画区は、愛知県の西部（尾張地域）及び中部（西三河地域）に位置し、名古屋市等 33 市 12 町 1 村からなる。その区域面積は 345 千 ha で、愛知県全体 517 千 ha の 67% を占めており、そのうち、国有林の対象とする森林の区域面積は、3 千 ha で 4 市に所在している。

計画区の北部は長野県の伊那谷森林計画区及び岐阜県の木曾川森林計画区、長良川森林計画区に接し、東部は東三河森林計画区に接している。

また、西部は岐阜県の揖斐川森林計画区及び三重県に接し、南部は伊勢湾と三河湾に面している。

(2) 自然的背景

ア 気候

本計画区の気候は、太平洋の黒潮の影響を受けて一般に温暖で、夏期多雨、冬期乾燥型となっている。気温は、南部では四季を通じて温和であるが、北部の山間部ではやや内陸性を帯び冬の冷え込みが厳しい。

平成 27～令和元年の気象観測データによると、最高気温は 40.3℃（名古屋）に対し、最低気温は -10.6℃（稲武）、年平均気温は 12.4℃（稲武）～16.7℃（大府）、年間降水量は 1,545 mm（大府）～2,066 mm（稲武）、一日の最大降雪量は 16 cm（名古屋）となっている。

イ 地形

本計画区の地形は、東部に三河高原又は三河準平原と呼ばれるなだらかな山並が、北部から東部にかけて、愛岐・尾張東部丘陵が連なり、西部から南部にかけて濃尾平野、岡崎平野が広がっている。

水系は、木曾山脈（中央アルプス）最南端にある大川入山(1,908m)を源とする矢作川が三河湾に、岐阜県東濃地方を源とする庄内川と計画区の西端を南流する木曾川がそれぞれ伊勢湾に注いでいる。

ウ 地質

本計画区の地質は、東部の山間地域は花崗岩類が大部分でわずかに領家変成岩類が見られる。矢作川以西の丘陵部は洪積層と瀬戸層群が分布している。また、平野部の大部分は沖積層が、知多半島部には常滑層群と沖積層が分布している。

エ 土壌

本計画区の土壌は、北部の山間部は褐色森林土が広く分布し、平野部に接する丘陵地は黄色系

褐色森林土が分布している。平野部は、グライ、黄色土等が混在し、知多半島部には未熟土とグライが分布している。

(3) 社会経済的背景

ア 交通

本計画区の交通網については、鉄道では名古屋市を中心に、JRの東海道新幹線、東海道本線、中央線、関西線、名鉄の名古屋本線、瀬戸線及び豊田線が、南北には豊田市、岡崎市を中心とした、名鉄の三河線、愛知環状鉄道がある。

道路では東名・名神・中央道等の高速道路が大動脈となっており、新たな大幹線として新東名高速道路（愛知県区間）が平成28年に開通した。このように名古屋市を中心に放射状にのびる鉄道と道路が地域経済活動の発展に重要な役割を果たしている中で、これらの交通網の整備拡充は、都市部と山間部の時間的距離を短縮させている。

イ 土地の利用状況

本計画区の土地の利用状況は、総面積が県土面積の67%を占める345千haで、そのうち森林が109千ha（32%）、農地が53千ha（15%）、その他が183千ha（53%）となっている。

ウ 人口の動向

本計画区の人口は6,801千人であり、愛知県の総人口7,549千人の90%を占めている。

また、人口動態は地域全体を見るとわずかに増加し、平成27年同時期（6,650千人）に比べ101%となっている。人口密度は1,973人/km²で、愛知県全体の1,460人/km²と比較した場合、約1.4倍となっている。

尾張西三河森林計画区における人口等

区分	愛知県全体(A)	尾張西三河森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	7,549,194人	6,801,097人	90%
人口密度	1,460 人/km ²	1,973 人/km ²	135%

注1 人口総数は、愛知県統計課「市町村別推計人口と世帯数（令和2年7月1日現在）」による。

注2 人口密度は、本表で示した人口に、「令和元年度刊愛知県統計名鑑」の区域面積から算出したもの。

エ 産業の概要

本計画区における農業産出額は1,500億円（平成30年）となっており、愛知県全体の48%を占めている。その内訳は、米245億円（17%）、野菜4589億円（31%）、果実1,130億円（8%）、花き1,802億円（12%）、畜産4157億円（22%）等となっている。農家数は57,041戸（平成27年）となっており愛知県全体の77%を占めている。

製造品出荷額等は 44 兆 614 億円（令和元年）となっており、愛知県全体の 90%を占めている。事業所数は 13,616 所（令和元年）となっており、愛知県全体の 89%を占めている。

年間商品販売額は 39 兆 9,656 億円（平成 27 年）となっており、愛知県全体の 96%を占めている。商店数は 54,458 店（平成 28 年）となっており、愛知県全体の 89%を占めている。

また、産業別の就業者数は、第一次産業が 45 千人（1%）、第二次産業が 1,039 千人（33%）、第三次産業が 2,038 千人（65%）となっている（それぞれ平成 27 年度）。なお、第一次産業のうち林業の就業者数は 419 人（1%）（平成 27 年）となっており、5 年前（平成 22 年）と比べ 9 人減少したが、10 年前（平成 17 年）と比べ 24 人増加した。

尾張西三河森林計画区における就業者数

単位：人

区分		愛知県全体(A)		尾張西三河森林計画区(B)		比率 (B/A×100)
就業者数		3,668,611	100%	3,278,527	100%	89%
産業別	第一次産業	75,997	2%	45,240	1%	60%
	第二次産業	1,174,385	32%	1,038,505	32%	88%
	第三次産業	2,249,542	62%	2,037,681	62%	91%

注 1 平成27年度「国勢調査報告」による。

2 就業者数には、分類不能の産業を含む。

尾張西三河森林計画区における林業の就業者数の推移

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年
林業	295	428	419

注 「国勢調査報告」による。

(4) 森林・林業の動向等

本計画区は、愛知県の西部に位置し、総面積は、345 千 ha と愛知県全体の 67%を占め、県下の東三河森林計画区に比べ大きな計画区となっている。

本計画区の森林面積は、総面積の 32%に当たる 109 千 ha で、県下森林面積の 50%を占め、北東部の岡崎市は、古くから人工造林が盛んで、「三河材」の主要な産地となっている。

本計画区の国有林の森林面積は 3 千 ha で、計画区全体の森林面積 109 千 ha の 3%と少ないが、大部分が集落から近い場所に位置しており、国土保全、水源涵養、生活環境保全等の重要な役割を担っている。

また、本宮山や猿投山等の山岳地帯と美しい渓谷美の木曾川や香嵐溪等をはじめ、整備された人工林が織りなす森林美等の優れた自然景観に恵まれ、国有林内にも国定公園 1.9 千 ha、県立自然公園 0.4 千 ha が指定されているなど、自然環境の保全形成及び国民の保健休養の場の提供等公益的機能の発揮の上で重要な役割を果たしている。

森林の現況は、大部分がヒノキ、クロマツ、アカマツを主とした人工林で、人・天別面積では、人工林が 2.5 千 ha (81%)、天然林が 0.6 千 ha (19%) となっている。

人工林の樹種別面積割合では、ヒノキが 47%、クロマツが 18%、アカマツが 16%、スギが 9%、その他が 10%となっている。人工林の齢級配置は、11 齢級から 14 齢級が 1.0 千 ha、19 齢級から 21 齢級が 1.0 千 ha と多く全体の 70%を占めている。蓄積は、人工林で 544 千 m³、天然林では 51 千 m³となっている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5箇年（平成28年度～令和2年度）については、下記のとおりである。（令和2年度は実行予定を計上している。）

伐採に関しては、分収育林等の立木販売箇所の入札不調や、林分の状況を勘案し、一部実行を見合わせたことから、計画を下回る実績となった。

造林に関しては、人工造林の対象となる箇所の一部伐採を見合わせた結果、計画量を下回る実績となった。

林道の開設又は拡張に関しては、より優先度の高いものから実行した結果、計画量を下回ったが、優先すべき箇所の拡張を実施した。

治山事業に関しては、ほぼ計画通りの実績となった。

○ 前計画の前半5カ年の実行結果の概要

	計画		実行	
伐採立木材積	68	千 ³ m	14	千 ³ m (20)
主伐	47	千 ³ m	3	千 ³ m (7)
間伐（材積）	21	千 ³ m	10	千 ³ m (50)
間伐（面積）	201	ha	82	ha (41)
造林面積	105	ha	13	ha (13)
人工造林	105	ha	13	ha (13)
天然更新	-	ha	-	ha (-)
林道等の開設及び拡張	開設： 3 km	拡張： 1 km	開設： - km (0)	拡張： 0 km (14)
保安林等の指定・解除	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
水源かん養	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
災害防備	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
保健、風致の保存等	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
治山事業	11	地区	10	地区 (91)

注 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつく役割を果たしている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林が本格的な利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。この計画の策定に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮して、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

(2) 森林の整備及び保全の推進方向

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。その期待する機能ごとの区域において、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。

(3) 森林の整備及び保全の重点事項

本計画区における国有林は、数百 ha 程度の小団地が、矢作川、庄内川、木曾川等の支流の上流部に主として分散、点在しており、一部が犬山市、瀬戸市等の都市近郊林を構成している。

このため、本計画区の森林においては、人工林における間伐等の適切な実施や天然力を活用した育成複層林施業による針広混交林化、天然林等の自然環境の保全、野生動植物の保護のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じ、公益的機能の高度発揮を図るための森林の適切な整備、保全・管理を推進することとする。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

(4) 林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、安全で豊かな国土基盤の形成、水源の涵養^{かん}及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとする。

II 計画事項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区分	面積	備考
総数	3,372.04	
市町村別内訳	岡崎市	353.10
	瀬戸市	703.29
	豊田市	1,166.59
	犬山市	1,149.06

注1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。

2 森林計画図の縦覧場所は中部森林管理局、愛知森林管理事務所とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

気候が温暖で、下流平野部に人口の集中した都市が形成されている本計画区については、水源涵養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図るため、適切な間伐等の実施や的確な更新を確保するとともに、花粉症発生源対策や自然条件等に応じた育成複層林への誘導または長伐期化を推進することとする。また、都市近郊等においては、快適環境形成機能の維持増進に配慮しつつ、森林の適切な保全に努めるとともに、森林空間の整備、広葉樹林化や針広混交の育成複層林の造成を推進する事とする。

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施策を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施策を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進することとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

- 注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表のとおりである。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区分		現況	単位 面積 : ha
			計画期末
面積	育成単層林	2,547	2,494
	育成複層林	180	180
	天然生林	432	432
森林蓄積(m ³ /ha)		188	212

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育すること。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の（1）に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

その際、該当箇所の将来の森林の姿を想定し、種子源となる高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めることとする。

また、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の急増、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の時期は、スギは60年、ヒノキは65年を基準とする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の有する多面的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

その際、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状による伐採も検討することとする。

(ア) 複層伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。複層状態の森林を造成するため、おおむね70%以内で伐採方法等に応じた適切な伐採率とし、帯状・群状の一定のまとまり又は単木を伐採する。

(イ) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率（30%以内（保安林にあっては、指定施業要件に定められた択伐率（上限40%）の範囲内）。ただし、その他法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内。）、繰り返し期間（回帰年）によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、天然生稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐については、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

エ 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位 林齢：年

森林計画区	樹 種					備考
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	その他 広葉樹	
尾張西三河	40	45	40	40	20	

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

2 造林に関する事項

造林の標準的な方法は、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林又は天然更新によるものとする。

また、人工林の更新に当たっては、花粉症対策に資する品種の苗木の植栽に努めるとともに、針広混交林等多様な森林への誘導に努めることとする。

なお、保安林にあつては、保安林の指定施業要件に定められた樹種及び植栽本数の基準により行う。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況及び当地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

なお、苗木の選定については、普通苗（裸苗）のほか、施工性に優れたコンテナ苗の活用を図るとともに、成長に優れた品種や少花粉スギ等の花粉症対策に資する品種の苗木の導入に努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表の本数を目安とし、気象条件や植栽箇所の地位・地利等の立地条件、導入する苗木の規格・成長特性、残存木及び天然生稚幼樹が生育している場合における占有面積割合等を総合的に勘案して調整する。この際、森林施業の合理化や省力化等の観点から、植栽本数を減らすよう努めることとする。

樹種別植栽本数の目安

単位：本/ha

樹種	スギ	ヒノキ
植栽本数	1,500～3,000	1,500～3,000

注 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、残存木及び天然生稚幼樹の発生状況等に応じて調整する。

(イ) 地拵方法

植生、地形、気象、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じ、地力の維持及び林地保全等に留意し、筋刈地拵を基本として実施することとする。

その際、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の保護に努めるものとする。

(ウ) 植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長を考慮し原則春植えとするが、秋植えとすることもできる。コンテナ苗を使用する場合はこれによらず行うことができる。

(エ) 植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列（等高線方向）とし、ヘクタール当たり植栽本数に見合う苗木間隔とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林を行う伐採跡地の更新すべき期間は、原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新補助作業の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、高木性の有用樹種とし、次表のとおり例示する。

針広別	科	属	種名	別名	備考		
針葉樹	マツ	カラマツ	カラマツ		亜高山帯		
		マツ	クロマツ				
			アカマツ				
			チョウセンゴヨウ	チョウセンマツ			
			ゴヨウマツ	ヒメコマツ			
		モミ	ウラジロモミ				
			モミ				
			シラビソ	シラバ	亜高山帯		
			オオシラビソ	アオモリトドマツ	亜高山帯		
		トウヒ	トウヒ			亜高山帯	
	イラモミ		マツハダ				
	ツガ	ツガ					
		コメツガ			亜高山帯		
	スギ	スギ	スギ				
	コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ				
	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ				
			サワラ				
	ネズコ	ネズコ	ネズコ	クロバ			
		アスナロ	アスナロ	ヒバ、ヒノキアスナロ			
	イチイ	イチイ	イチイ				
カヤ		カヤ					
広葉樹	クルミ	クルミ	オニグルミ				
		サワグルミ	サワグルミ	カワグルミ、フジグルミ			
	ヤナギ	ヤマナラシ	ドロヤナギ				
	カバノキ	ハンノキ	ハンノキ			亜高山帯	
			ケヤマハンノキ				
		カバノキ	ウダイカンバ		マカバ、マカンバ		
			シラカバ		シラカンバ		
			ダケカンバ		ソウシカンバ		亜高山帯
			ミズメ		アスサ		
		アサダ	アサダ				
		クマシデ	クマシデ				
			イヌシデ	シロシデ			
		アカシデ		シデノキ			
	ブナ	ブナ	ブナ		シロブナ		
			イヌブナ	クロブナ			
		コナラ	ウバメガシ				
			クスギ				
			アバマキ	コルククスギ			
			カシワ				
			ミズナラ	オオナラ			
コナラ			ホクソ				
イチイガシ							
アカガシ			オオガシ、オオバガシ				
ツクバネガシ							
アラカシ							
ウラジロガシ							
クリ	クリ						
シイ	スタジイ						
	ツブラジイ						
ニレ	ケヤキ	ケヤキ					
クワ	ニレ	ハルニレ					
	クワ	ヤマクワ	シマクワ				
モクレン	モクレン	ホオノキ					
クスノキ	クスノキ	クスノキ					
	タブノキ	タブノキ					
カツラ	カツラ	カツラ					
バラ	サクラ	ウワミズザクラ	ハハカ				
		エドヒガン					
		オオヤマザクラ	エゾヤマザクラ				
		カスミザクラ					
		ヤマザクラ					
マメ	イヌエンジュ	イヌエンジュ	オオエンジュ				
ミカン	キハダ	キハダ					
カエデ	カエデ	ハナノキ					
		イロハモミジ	イロハカエデ				
		オオモミジ	ヒロハモミジ				
		ヤマモミジ					
		コハウチワカエデ	イタキメイゲツ				
		ハウチワカエデ	メイゲツカエデ				
		ウリハダカエデ					
		イタヤカエデ					
		メグスリノキ	チョウジャノキ				
		トチノキ	トチノキ				
モチノキ	モチノキ						
シナノキ	シナノキ						
ミズキ	ミズキ						
ウコギ	ウコギ	コシアブラ	ゴシゼツ				
ハリギリ	ハリギリ	ハリギリ	センノキ				
	トネリコ	シオジ					
モクセイ	ヤチダモ	ヤチダモ					
	アオダモ		コバノトネリコ				
ゴマンノハグサ	キリ	キリ					

参考資料：日本の野生植物（平凡社）

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、気候、地形、土壌等の自然的条件、前生樹、下層植生等を勘察して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

(ア) 地表処理

地表処理は、下層植生又は林床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効果的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を効果的に使用してササの抑制を図ることを基本とし、下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

(イ) 刈出し

刈出しは、稚樹の生育状況及び下層植生の繁茂の状況等に応じて、稚樹の周辺の刈払い又は林業用薬剤の散布を適切な時期、作業方法により行う。

(ウ) 補助植え込み

補助植え込みは、天然下種更新の状況に応じて現地に適した樹種を選択し行うこととする。

(3) その他の必要な事項

特に記すべき事項なし。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育は、森林の健全性の維持・向上及び立木の育成の促進を図ることを旨とし、その実施に当たっては、将来の主伐・造林を見据え、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努めることとする。

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐開始の時期は、林冠がうっ閉して林木相互間の競合が生じ始めた時期を目安に行うが、照度不足により下層植生に衰退が見られ表土の保全に支障が生ずる場合は時期を早めることとする。

具体的には密度管理図の収量比数（ R_y ）を基準とし、スギ・ヒノキについては 0.70、アカマツについては 0.80 を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。また、複層林移行後の上層木については、下層木の生育を確保するため収量比数 0.30 を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。

イ 間伐の繰り返し期間は、上記アの密度管理に基づき、おおむね 10 年を目安としつつ、林冠がうっ閉する期間等を考慮し、適正な林分構造の維持に努めることとする。

ウ 間伐本数は、収穫予想表から誘導した基準本数表によることとし、間伐率は材積率で 20%～35%（法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）とする。

エ 育成複層林施業においては、上層木の間伐時（中間伐採）に下層木の間伐も実行する。

オ 間伐木の選定に当たっては、立木の配置を基に残存木の質的向上に配慮しつつ、間伐木の利用面も考慮しながら行うこととする。なお、個体間の成長、形質の差が小さい箇所においては、高性能林業機械を活用した効率的な列状間伐を積極的に実施する。

カ 沢沿いの伐倒木等は流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

(2) 保育の標準的な方法

ア 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

(ア) 保育実行標準表

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	○	○	○	○	○													
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○												
つる切	スギ								○				○						
	ヒノキ								○				○						
除伐	スギ										○					←○→			
	ヒノキ										○					←○→			

注 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、森林施業の合理化や省力化等の観点を踏まえ、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上、適切に実行する。

(イ) 保育適期標準表

作業種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下刈			←—————→									
つる切			←—————→									
除伐	←		—————									→

注1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、現地の実態、立地条件等に即して行う。

2 一線は適期、一線は許容期間を示す。

(ウ) 作業方法

a 下刈

植栽木の生育状況、下層植生の状況、立地条件等の現地の実態に即し、適切な時期、作業方法により実施することとする。

なお、可能な限り実施回数の削減に努めることとする。

b つる切

つる類の繁茂状況、目的樹種の生育状況、再生力抑制等を勘案して効果的な時期に行うこととする。

c 除伐

目的樹種の成長を阻害するつる類やかん木類を対象とするが、植栽木であっても、形質

不良木、被害木等については対象とし、確実な成林を図るため適期に実施する。

イ 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法についての考え方は次に従い、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法は別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養^{かんよう}機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、

立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、第2の1の(1)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km		
区分	路線数	延長
基幹路網	17	35
うち林業専用道	1	1

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方については、次表のとおりとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100m/ha以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(4) その他必要な事項
特に記すべき事項なし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

収益性の高い林業の再生を図る上で経営体質の強い林業事業体の育成が重要な課題であり、市町村森林管理委員会など各種会議への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業事業体の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業労働者の確保・育成に努めることとする。

さらに、森林経営管理制度の導入を踏まえ、国有林野事業においても、同制度が円滑に機能するよう貢献する観点から、同制度において活躍が期待される意欲と能力のある林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、その育成に取り組むこととする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コストで効率的な作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

また、更新にあたっては、立木の伐採（主伐）と造林（植栽）を同時並行で行う一貫作業システムの導入等により作業効率の向上や省力化が図られるよう配慮する。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、地域一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、公共施設の木造化、内装材の木質化、土木事業への活用、製紙及び再生可能エネルギーとしての利用等の多様な分野の取組への協力を努めることとする。

(4) その他必要な事項

ア 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組に資するため、事業の効率化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林と連携した施業の推進に努めることとする。

また、森林経営管理制度の導入を踏まえ、自ら森林経営を実施する市町村や、林業経営者を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組むこととする。

イ 山村の振興

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、レクリエー

ションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用を推進することとする。

ウ その他

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域や下流都市部における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定める。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
岡崎市	1199～1214	343.40	土砂流出防備保安林	
	計	343.40		
瀬戸市	1076～1106, 1109～1122	625.63	土砂流出防備保安林	
	1098, 1100, 1107～1109, 1113～1115, 1117	42.38	砂防指定地・山災H	
	計	668.01		
豊田市	(竹)1	43.08	水源かん養保安林	
	1147～1163, 1165～1175, 1272～1279, (中)1, (岡)1, (草)1, (近)1	1,040.90	土砂流出防備保安林	
	1162, 1164, 1166, 1169, 1172, (木)1, (近)1	52.28	山災H	
	(岡)1	0.46	砂防指定地・山災H	
	計	1,136.72		
犬山市	1001～1026, 1030～1032, 1035, 1036, 1039, 1041～1075	1,124.42	土砂流出防備保安林	
	1004～1007, 1020, 1047, 1048, 1055, 1062	11.82	砂防指定地・山災H	
	計	1,136.24		

注 区域欄の()は、官行造林地名の略称を示す。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし。

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県など関係機関との連絡調整を
図り災害の防止に努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずることとする。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、植栽・緑化に在来種を用いるなど、治山施設の設置等において生物多様性への配慮、保全に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる、防護柵の設置・維持管理、忌避剤の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

なお、それらの対策は、自動撮影カメラ等によるニホンジカの動向把握や現地調査等の結果を踏まえ適切に実施する。

(2) その他必要な事項

愛知県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき行われる各種被害対策の実施に協力する。特に、捕獲活動を行う場所や方法の調整に当たっては、関係行政機関等との連絡調整を適切に行い、連携した被害対策となるよう努めることとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、予防と早期発見に努め、被害の種類に対応する防除措置を講ずることとする。

特に、松くい虫の被害に対しては、関係機関と協調しつつ、より効果的な防除を進めることとする。

また、カシノナガキクイムシの被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

ニホンカモシカについては、ニホンジカの防除に併せて防護柵の作設等による防除に努める。ツキノワグマの被害については、剥皮を防止するテープの使用等により未然に防止することとする。

野兎、野鼠の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防については、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら山火事の未然防止に努めることとする。

(4) その他必要な事項

気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区の国有林は、優れた自然景観を有し、登山、ハイキング等といった野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、貴重な野生動植物種の保護、樹木・土石等の盗採掘防止のため、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら希少種等盗採掘の未然防止に努めることとする。

ア 森林の巡視に関する事項

諸被害が発生する恐れがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての啓蒙普及を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、市町村等の関係機関と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	56	51	5	12	11	1	44	40	3
うち前半5年分	30	27	2	5	5	1	24	22	2

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	347
うち前半5年分	192

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	18	—
うち前半5年分	7	—

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考
開設	自動車動	林業専用道	岡崎市	砥 鹿	0.50 (1)	33	0.50 (1)	②	1204～1205
				小計	0.50 (1)	33	0.50 (1)		
開設	自動車動	林業専用道	瀬戸市	荷 揚 平	1.10 (1)	33	1.10 (1)	①	1093～1095
				小計	1.10 (1)	33	1.10 (1)		
				計	1.60 (2)	66	1.60 (2)		

単位 延長：km、面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	うち前半 5年分	備 考
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	岡崎市	闇 苅	0.02 (2)	0.02 (2)	1204～1209
				小計	0.02 (2)	0.02 (2)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	瀬戸市	荷 揚 平	0.02 (3)	0.02 (3)	1095～1098
				小計	0.02 (3)	0.02 (3)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	豊田市	大ヶ蔵連	0.05 (2)	- (-)	1152・1154
				小計	0.05 (2)	- (-)	
拡張	自動車道 (一般改良)	林道	犬山市	八 曾	0.01 (1)	0.01 (1)	1044～1047
〃	〃	〃	〃	来 栖	0.02 (1)	- (-)	1008～1013
〃	〃	〃	〃	大 平	0.05 (2)	- (-)	1020～1023
				小計	0.08 (4)	0.01 (1)	
				計	0.17 (11)	0.05 (6)	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち	備考
		前半5年分	
総数（実面積）	3,218	3,218	
水源涵養のための保安林 ^{かん}	43	43	
災害防備のための保安林	3,175	3,175	
保健、風致のための保安林	1,135	1,135	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等該当なし。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森林の所在		治山事業施工 地区数	うち前半 5年分	主な工種	備考
市町村	区域（林班）				
豊田市	1162～1164	1	1	溪間工	
犬山市	1008～1013	2	2	溪間工・山腹工	
瀬戸市	1076・1085・1086・1098・1099, 1113～1116・1119	3	3	溪間工・その他	
計		6	6		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関係する林班数を計上。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり定める。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法	
	市町村	区域			
土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域	岡 崎 市	1199～1214	343.40	別紙のとおり	
県立自然公園第3種特別地域		1199～1202, 1204～1214	9.70		
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園第1種特別地域	瀬 戸 市	1111～1113	35.09		
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園第2種特別地域		1099～1101, 1109, 1110, 1112, 1113	8.87		
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1199～1102, 1106, 1109, 1110, 1112～1222	233.24		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国定公園第2種特別地域		1076～1079, 1084～1088, 1096～1098, 1103	24.20		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1076～1098, 1103～1105	324.23		
砂防指定地 国定公園第1種特別地域		1111～1113	2.11		
砂防指定地 国定公園第2種特別地域		1077, 1084～1088, 1096～1100, 1109, 1110, 1112, 1113	6.06		
砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1076, 1077, 1079～1081, 1084～1100, 1102～1110, 1112～1122	69.49		
水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域		豊 田 市	(竹)1		43.08
土砂流出防備保安林			1147～1163, 1165～1175, 1272～1279, (中)1, (草)1, (近)1		1,028.78
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域	(岡)1		3.50		
土砂流出防備保安林 国定公園第3種特別地域	1167～1170, 1172～1174		8.62		
砂防指定地 国定公園第3種特別地域	(岡)1		0.46		
国定公園第3種特別地域	1167～1170, 1172～1174		3.78		

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法
	市町村	区域		
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園特別保護地区	犬山市	1019	8.44	別紙のとおり
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園特別保護地区 史跡名勝天然記念物		1001～1003	54.44	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1004～1018, 1020～1026, 1030～1032, 1035, 1036, 1039, 1041～1047, 1049～1054, 1056, 1060～1063, 1066, 1067, 1070～1075	798.37	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1046～1048, 1052, 1053, 1055～1065, 1068, 1069	263.17	
砂防指定地 国定公園第3種特別地域		1004～1018, 1020～1023, 1025, 1026, 1030～1032, 1036, 1039, 1041～1056, 1058～1071, 1073～1075	24.31	
砂防指定地 国定公園特別保護地区		1001～1003, 1019	0.33	

注 区域欄の()は、官行造林地名の略称を示す。

(別紙1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源かん養 保安林	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。</p> <p>また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	<p>主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。</p> <p>ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	
	皆伐	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積とする。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。</p>	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
保健 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別紙2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<p>1 第1種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 第2種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめることとする。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注1 「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日34林野指第6417号林野庁長官通達）による。

2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については愛知県立自然公園条例等による。

(別紙3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

- 1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあつては伐採種を定めない。
- 2 本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢）に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。

注 「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日 林野計第1043号 林野庁長官通達）による。

(別紙4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
砂防指定地	<p>以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 砂防設備に工作物その他の物件又は施設を設け、継続して砂防設備を使用すること。 2 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいう。）に流入するおそれのある場所に、土石、砂れきその他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。 3 立竹木を伐採し、又は樹根を採取すること。 4 竹林を滑下又は地引きにより運搬すること。 5 土石の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為をすること。 6 土石若しくは砂れきを採取し、又は鉱物を採掘すること。 7 芝草を掘り取ること。 	<p>詳細は、愛知県砂防指定地内における行為の規制に関する条例（平成15年3月25日条例第4号）による。</p>
特別母樹林	<p>禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの(以下1～4)として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒木または枯死木を伐採する場合 2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合 4 林齢及び生育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合 	<p>詳細は、林業種苗法の施行について（昭和45年8月31日45林野造第887号 農林事務次官通達）による。</p>
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	<p>禁伐とする。</p>	<p>詳細は、文化財保護法等による。</p>

2 その他必要な事項

(1) 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民やNPO法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

(2) 木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行されるなど、木材の利用促進が図られており、「第32回オリンピック競技大会(2020/東京)」及び「東京2020パラリンピック大会」では、競技会場や選手村などの主要施設で木材が利用されている。

このような新たな木材需要創出に向けた動きに対応していくとともに、需要動向に応じた木材の安定供給体制の構築を行っていくため、地方公共団体や地域の林業・木材産業関係者と連携・協力した取組を行うこととする。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		3,238.89	
市町村別内訳	岡崎市	1199～1214	施業方法については、 Ⅱ－第3－4（1）イ のとおり。
	瀬戸市	1076～1122	
	豊田市	1147～1175, 1272～1279	
	犬山市	1001～1026, 1030～1032, 1035, 1036, 1039, 1041～1075	

注 森林の区域は林班により表示。

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		3,199.98	
市町村別内訳	岡崎市	1199～1214	施業方法については、 Ⅱ－第3－4（1）イ のとおり。
	瀬戸市	1076～1122	
	豊田市	1147～1175, 1272～1279	
	犬山市	1001～1026, 1030～1032, 1035, 1036, 1039, 1041～1075	

注 森林の区域は林班により表示。

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 該当なし

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		1,925.81	
市町 村別 内訳	岡崎市	1199～1214	施業方法については、 Ⅱ－第3－4（1）イ のとおり。
	瀬戸市	1076～1122	
	犬山市	1001～1026, 1030～1032, 1035, 1036, 1039, 1041～1075	

注 森林の区域は林班により表示。

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面 積
総 数				547.88
市 町 村 別 内 訳	岡崎市	ニホンジカ	1199～1214	359.35
	豊田市	ニホンジカ	1155～1161, (豊) 1	188.53

注1 森林の区域は林班により表示。

2 区域欄の()は、官行造林地名の略称を示す。

3 面積は、附帯地等を含む。

(附) 參考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区分	区域面積 ①	森林面積					森林比率② ／①×100			
		総数 ②	国有林（林野庁所管）			其他 国有林		民有林		
			計	国有林	官行造林					
総数	344,639	108,536	3,372	3,239	133	247	104,917	31		
市	名古屋市	32,645	940	—	—	—	14	926	3	
	岡崎市	38,720	23,005	353	353	—	3	22,649	59	
	一宮市	11,382	—	—	—	—	—	—	—	
	瀬戸市	11,140	6,260	703	703	—	9	5,548	56	
	半田市	4,742	105	—	—	—	—	105	2	
	春日井市	9,278	1,690	—	—	—	146	1,544	18	
	津島市	2,509	—	—	—	—	—	—	—	
	碧南市	3,668	—	—	—	—	—	—	—	
	刈谷市	5,039	49	—	—	—	—	49	1	
	豊田市	91,832	62,423	1,167	1,033	133	69	61,187	68	
町	安城市	8,605	—	—	—	—	—	—	—	
	西尾市	16,122	2,487	—	—	—	—	2,487	15	
	犬山市	7,490	3,363	1,149	1,149	—	—	2,214	45	
	常滑市	5,590	411	—	—	—	—	411	7	
	江南市	3,020	—	—	—	—	—	—	—	
	小牧市	6,281	657	—	—	—	—	657	10	
	稲沢市	7,935	—	—	—	—	—	—	—	
	東海市	4,343	63	—	—	—	—	63	1	
	大府市	3,366	71	—	—	—	—	71	2	
	村	知多市	4,590	209	—	—	—	—	209	5
知立市		1,631	—	—	—	—	—	—	—	
尾張旭市		2,103	283	—	—	—	—	283	13	
高浜市		1,311	—	—	—	—	—	—	—	
岩倉市		1,047	—	—	—	—	—	—	—	
豊明市		2,322	95	—	—	—	—	95	4	
日進市		3,491	616	—	—	—	—	616	18	
愛西市		6,670	—	—	—	—	—	—	—	
清須市		1,735	—	—	—	—	—	—	—	
北名古屋市		1,837	—	—	—	—	—	—	—	
別	弥富市	4,900	9	—	—	—	—	9	—	
	みよし市	3,219	155	—	—	—	6	149	5	
	あま市	2,749	—	—	—	—	—	—	—	
	長久手市	2,155	407	—	—	—	—	407	19	
	内	東郷町	1,803	122	—	—	—	—	122	7
		豊山町	618	—	—	—	—	—	—	—
		大口町	1,361	—	—	—	—	—	—	—
		扶桑町	1,119	—	—	—	—	—	—	—
		大治町	659	—	—	—	—	—	—	—
		蟹江町	1,109	—	—	—	—	—	—	—
飛島村		2,242	—	—	—	—	—	—	—	
訳		阿久比町	2,380	124	—	—	—	—	124	5
		東浦町	3,114	139	—	—	—	—	139	4
		南知多町	3,837	1,065	—	—	—	—	1,065	28
	美浜町	4,620	1,122	—	—	—	—	1,122	24	
	武豊町	2,638	248	—	—	—	—	248	9	
	幸田町	5,672	2,418	—	—	—	—	2,418	43	

注1 区域面積は「令和元年度刊愛知県統計年鑑」、其他国有林面積及び民有林面積は「平成30年度愛知県林業統計書（愛知県農林水産部）」による。

2 森林面積は、国有林（林野庁所管）、民有林とも森林計画対象森林面積を計上。

3 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温 (°C)			年間降水量 (mm)	最大降雪量 (cm)	備考
	最高	最低	年平均			
愛西	38.8	-4.7	16.0	1,924	—	降雪量の観測は未実施
名古屋	40.3	-4.8	16.7	1,688	16	
豊田	39.7	-7.2	15.8	1,548	—	降雪量の観測は未実施
大府	38.9	-4.6	16.7	1,545	—	〃
岡崎	39.3	-6.6	15.8	1,629	—	〃
南知多	36.7	-3.4	16.5	1,656	—	〃
稲武	35.5	-10.6	12.4	2,066	—	〃

注1 「国土交通省 気象庁」気象データによる。(2015年～2019年)

2 年平均気温及び年間降水量は2015年から2019年までの平均値である。

3 最高気温及び最大降雪量は2015年から2019年までの最大値である。

4 最低気温は2015年から2019年までの最小値である。

イ 地形

本文「I計画の大綱」に記述のとおり。

ウ 地質、土壌等

本文「I計画の大綱」に記述のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	行政面積	森林	農 地			その他	
			計	田	畑		
総 数	344,639	108,536	53,062	35,172	17,890	183,041	
市	名古屋市	32645	940	1,008	493	515	30,697
	岡崎市	38720	23,005	3,265	2430	835	12,450
	一宮市	11382	—	2,870	1710	1160	8,512
	瀬戸市	11140	6,260	286	197	89	4,594
	半田市	4742	105	740	562	178	3,897
	春日井市	9278	1,690	642	334	308	6,946
	津島市	2509	—	852	726	126	1,657
	碧南市	3668	—	914	393	521	2,754
	刈谷市	5039	49	1,222	951	271	3,768
	豊田市	91832	62,423	6,410	4920	1490	22,999
町	安城市	8605	—	3,660	3070	590	4,945
	西尾市	16122	2,487	5,200	3390	1810	8,435
	犬山市	7490	3,363	901	614	287	3,226
	常滑市	5590	411	1,333	784	549	3,846
	江南市	3020	—	643	105	538	2,377
	小牧市	6281	657	837	537	300	4,787
	稲沢市	7935	—	3,270	1770	1500	4,665
	東海市	4343	63	635	197	438	3,645
	大府市	3366	71	716	227	489	2,579
	知多市	4590	209	1,111	479	632	3,270
村	知立市	1631	—	391	327	64	1,240
	尾張旭市	2103	283	131	72	59	1,689
	高浜市	1311	—	190	146	44	1,121
	岩倉市	1047	—	260	176	84	787
	豊明市	2322	95	496	344	152	1,731
	日進市	3491	616	449	318	131	2,426
	愛西市	6670	—	2,994	2340	654	3,676
	清須市	1735	—	257	121	136	1,478
	北名古屋	1837	—	398	280	118	1,439
	弥富市	4900	9	1,790	1600	190	3,101
内	みよし市	3219	155	749	410	339	2,315
	あま市	2749	—	865	662	203	1,884
	長久手市	2155	407	201	97	104	1,547
	東郷町	1803	122	361	255	106	1,320
	豊山町	618	—	69	55	14	549
	大口町	1361	—	483	371	112	878
	扶桑町	1119	—	255	69	186	864
	大治町	659	—	122	69	53	537
	蟹江町	1109	—	182	155	27	927
	飛島村	2242	—	631	578	53	1,611
訳	阿久比町	2380	124	818	534	284	1,438
	東浦町	3114	139	984	607	377	1,991
	南知多町	3837	1,065	778	169	609	1,994
	美浜町	4620	1,122	1,135	533	602	2,363
	武豊町	2638	248	450	260	190	1,940
	幸田町	5672	2,418	1,108	735	373	2,146

- 注1 総数、農地面積は、「令和元年度刊愛知県統計年鑑」による。
 2 森林面積は、当参考資料の(1)市町村別土地面積及び森林面積による。
 3 その他は、総数から森林、農地面積を差し引いた面積。
 4 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

(4) 産業別生産額

区 分		農業産出額 (千万円)	製造品出荷額等 (従業員4人以上) (千万円)	年間商品販売額 (千万円)
総 数		14,799	4,406,137	3,996,560
市	名古屋市	289	357,774	2,735,946
	岡崎市	756	255,721	96,669
	一宮市	371	57,394	82,236
	瀬戸市	142	44,178	20,599
	半田市	747	84,692	29,505
	春日井市	108	80,014	69,665
	津島市	118	11,509	13,215
	碧南市	681	92,359	12,422
	刈谷市	150	165,425	79,774
	豊田市	902	1,535,696	227,575
	安城市	697	245,937	69,392
町	西尾市	1,612	182,487	26,895
	犬山市	75	47,812	9,001
	常滑市	484	19,446	10,627
	江南市	68	14,642	13,964
	小牧市	543	143,114	71,237
	稲沢市	826	92,224	37,669
	東海市	497	149,195	54,968
	大府市	307	108,177	17,030
	知多市	211	107,292	9,916
	知立市	37	14,391	16,221
	村	尾張旭市	17	12,161
高浜市		39	56,878	5,684
岩倉市		45	6,396	7,324
豊明市		95	18,514	13,137
日進市		66	11,267	14,884
愛西市		1,559	9,295	6,703
清須市		59	28,483	32,449
北名古屋市		59	19,224	21,429
弥富市		505	23,915	13,918
みよし市		173	100,935	30,047
別		あま市	137	15,638
	長久手市	32	1,948	20,695
	東郷町	62	18,264	4,574
	豊山町	6	15,968	30,465
	大口町	37	44,308	20,741
	扶桑町	87	4,130	4,559
	大治町	37	7,354	3,329
	蟹江町	35	8,333	6,682
	飛島村	132	27,510	9,413
	阿久比町	277	8,257	3,921
	内	東浦町	210	16,142
南知多町		486	1,834	1,848
美浜町		396	5,762	2,236
武豊町		273	28,044	3,309
幸田町		354	106,096	5,075

注1 農業産出額については「平成30年市町村別農業産出額（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）」による。

2 製造品出荷額等については、2019年工業統計調査（確報）による。

3 年間商品販売額については、経済センサスー活動調査結果（平成28年）による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	漁業			
総 数	3,278,527	45,240	41,439	419	3,382	1,038,505	2,037,681	
市	名古屋市	1,088,005	2,747	2,690	41	16	250,784	764,435
	岡崎市	193,766	2,752	2,666	80	6	75,226	110,448
	一宮市	183,461	1,820	1,804	4	12	54,668	119,010
	瀬戸市	61,165	416	395	16	5	20,315	37,853
	半田市	56,280	756	753	1	2	19,930	33,235
	春日井市	145,722	916	901	12	3	43,101	96,234
	津島市	31,011	538	530	—	8	8,917	20,012
	碧南市	38,288	1,577	1,427	1	149	18,303	17,484
	刈谷市	77,217	858	855	1	2	34,619	38,400
	豊田市	212,535	3,961	3,740	203	18	96,032	103,006
町	安城市	92,479	2,243	2,230	8	5	38,343	47,343
	西尾市	88,617	5,060	3,708	1	1,351	38,973	42,627
	犬山市	35,015	415	414	1	—	12,192	21,235
	常滑市	27,688	844	595	—	249	8,591	17,091
	江南市	47,499	451	443	8	—	15,230	29,793
	小牧市	69,803	784	778	5	1	24,092	41,237
	稲沢市	68,244	2,974	2,965	7	2	20,128	41,744
	東海市	57,637	1,262	1,258	3	1	21,531	32,673
	大府市	45,199	763	761	2	—	18,075	24,790
	知多市	41,226	829	826	1	2	14,112	24,837
別	知立市	35,608	267	267	—	—	15,562	18,540
	尾張旭市	38,385	195	192	3	—	9,973	26,972
	高浜市	23,664	239	223	—	16	11,833	10,708
	岩倉市	22,810	239	239	—	—	6,613	14,525
	豊明市	32,871	337	337	—	—	11,736	19,113
	日進市	42,128	320	316	3	1	11,782	28,261
	愛西市	31,705	2,524	2,513	1	10	9,351	19,076
	清須市	32,342	401	400	1	—	9,377	20,717
	北名古屋市	41,963	520	518	2	—	12,804	26,946
	弥富市	22,256	886	810	—	76	6,247	13,942
内	みよし市	29,930	532	530	2	—	12,088	16,074
	あま市	41,969	630	625	2	3	13,343	25,305
	長久手市	28,103	207	206	—	1	6,380	20,307
	東郷町	20,849	239	239	—	—	7,619	12,538
	豊山町	7,923	70	69	—	1	2,553	4,973
	大口町	11,668	190	189	1	—	4,550	6,617
	扶桑町	16,390	223	220	2	1	5,522	10,177
	大治町	15,383	202	202	—	—	4,767	9,465
	蟹江町	19,093	178	177	—	1	5,193	12,929
	飛島村	2,408	279	258	—	21	700	1,408
訳	阿久比町	13,356	410	409	1	—	4,710	7,790
	東浦町	24,226	497	486	2	9	9,566	13,293
	南知多町	9,803	1,850	579	—	1,271	2,379	5,450
	美浜町	11,583	776	647	—	129	3,392	7,249
	武豊町	20,941	308	302	—	6	8,472	11,790
	幸田町	20,313	755	747	4	4	8,831	10,029

注1 平成27年「国勢調査(確定値)」による。

2 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

森林計画区：078 尾張西三河

齢級別森林資源表

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	3,372.04	595	7	1.94									12.24		1
総数	3,147.09	595	7	1.94									12.24		1
針	2,665.41	532	7	1.94									12.24		1
広	481.68	63	1												
総数	2,538.76	544	7	1.94									12.24		1
針	2,312.54	502	6	1.94									12.24		1
広	226.22	42													
育単層林	2,534.96	544	7	1.94									12.24		1
成層林	2,308.74	501	6	1.94									12.24		1
広	226.22	42													
人工林	(3.80)														
育複層林	3.80	1													
成層林	3.80	1													
広															
立木地															
総数	608.33	51	1												
針	352.87	30													
広	255.46	21													
天然林															
育単層林															
成層林															
針															
広															
育複層林	176.41	19													
成層林	114.62	12													
針	61.79	7													
広	431.92	31													
天然林	238.25	18													
成層林	193.67	14													
針															
広															
竹林															
無立木地	224.95														

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 078 尾張西三河

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	1.12			22.14	5		47.15	9	1	58.29	15	1	56.94	13	
総数	1.12			22.14	5		47.15	9	1	58.29	15	1	56.94	13	
針	1.12			20.01	5		47.15	9	1	57.15	14	1	52.21	12	
広				2.13	1					1.14			4.73		
総数	1.12			22.14	5		47.15	9	1	56.57	15	1	52.84	12	
針	1.12			20.01	5		47.15	9	1	56.37	14	1	52.21	12	
広				2.13	1					0.20			0.63		
育単層林	1.12			18.34	5		47.15	9	1	56.57	15	1	52.84	12	
育成	1.12			16.21	4		47.15	9	1	56.37	14	1	52.21	12	
林				2.13	1					0.20			0.63		
人工林															
育複層林					1										
育成				3.80	1										
林				3.80	1										
立木地															
総数															
針															
広															
天然林															
育単層林															
育成															
林															
育複層林															
育成															
林															
天然林															
生															
竹林															
無立木地															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 078 尾張西三河

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	83.92	22	333.72	58	330.47	70	175.43	23	189.97	41	189.97	41			
総数	83.92	22	333.72	58	330.47	70	175.43	23	189.97	41	189.97	41			
針	82.46	22	303.36	52	317.53	68	101.60	18	167.51	38	167.51	38			
広	1.46		30.36	5	12.94	2	73.83	5	22.46	3	22.46	3			
総数	74.30	22	319.10	57	314.76	70	112.56	20	180.43	40	180.43	40			
針	73.48	21	293.57	52	306.99	68	81.28	17	160.34	37	160.34	37			
広	0.82		25.53	5	7.77	2	31.28	3	20.09	3	20.09	3			
育単層林	74.30	22	319.10	57	314.76	70	112.56	20	180.43	40	180.43	40			
育成林	73.48	21	293.57	52	306.99	68	81.28	17	160.34	37	160.34	37			
人工林	0.82		25.53	5	7.77	2	31.28	3	20.09	3	20.09	3			
育複層林															
育成林															
総数															
針															
広															
総数	9.62	1	14.62	1	15.71		62.87	3	9.54	1	9.54	1			
針	8.98	1	9.79		10.54		20.32	1	7.17	1	7.17	1			
広	0.64		4.83		5.17		42.55	2	2.37		2.37				
育単層林															
育成林															
総数															
針															
広															
育複層林	8.22		4.11		10.58		13.19	1	6.91	1	6.91	1			
育成林	7.58		3.36		7.66		1.25		6.91	1	6.91	1			
総数	0.64		0.75		2.92		11.94	1	2.63		2.63				
針	1.40		10.51	1	5.13		49.68	3	0.26		0.26				
広	1.40		6.43		2.88		19.07	1	2.37		2.37				
天然林			4.08		2.25		30.61	1							
竹林															
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 078 尾張西三河

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	1.5 齡級			1.6 齡級			1.7 齡級			1.8 齡級			1.9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
總數	67.30	18		168.00	34		89.15	18		356.62	46		258.94	61	
總數	67.30	18		168.00	34		89.15	18		356.62	46		258.94	61	
	針	57.30	16	133.57	30		80.09	16		277.18	38		185.43	45	
總數	10.00	2		34.43	4		9.06	1		79.44	8		73.51	17	
	針	64.72	17	137.44	32		82.75	17		99.05	25		215.76	56	
總數	56.63	16		125.33	30		75.61	16		83.97	22		162.08	42	
	針	8.09	1	12.11	2		7.14	1		15.08	3		53.68	14	
人工林	64.72	17		137.44	32		82.75	17		99.05	25		215.76	56	
	針	56.63	16	125.33	30		75.61	16		83.97	22		162.08	42	
總數	8.09	1		12.11	2		7.14	1		15.08	3		53.68	14	
	針												(1.42)		
總數															
	針														
總數	2.58	3		30.56	3		6.40			257.57	21		43.18	5	
	針	0.67	1	8.24	1		4.48			193.21	16		23.35	3	
總數	1.91	2		22.32	2		1.92			64.36	5		19.83	3	
	針														
總數															
	針														
總數	1.49	1		7.88	1		6.40			41.81	6		35.05	5	
	針	0.67		2.49			4.48			29.82	4		18.86	2	
總數	0.82			5.39			1.92			11.99	1		16.19	3	
	針	1.09		22.68	2					215.76	15		8.13		
總數				5.75	1					163.39	12		4.49		
	針	1.09		16.93	1					52.37	3		3.64		
總數															
	針														
無立木地															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成復層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区：078 尾張西三河

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	20齡級			21齡級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	378.52	69		514.04	92	
総数	378.52	69		514.04	92	
針	359.01	66		407.36	80	
広	19.51	3		106.68	12	
総数	323.85	63		418.85	83	
針	318.55	62		382.48	77	
広	5.30	1		36.37	6	
育単層林	323.85	63		418.85	83	
成層林	318.55	62		382.48	77	
成層林	5.30	1		36.37	6	
育複層林				(2.38)		
成層林						
総数						
針						
広						
総数	54.67	6		95.19	8	
針	40.46	4		24.88	3	
広	14.21	2		70.31	6	
育単層林						
成層林						
成層林						
育複層林	20.13	2		18.92	3	
成層林	16.98	1		13.78	2	
成層林	3.15	1		5.14	1	
天然林	34.54	4		76.27	6	
然生	23.48	3		11.10	1	
生	11.06	2		65.17	5	
竹林						
無立木地						

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分の林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

制限林普通林別森林資源表

区分	立木地										無立木地等					計		
	人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改種予定地	林地以外の地				
	育成再層林	育成複層林	計	育成再層林	育成複層林	計	天然生林	計	計									
制限林	面積	2,284.32	3.80	2,288.12	114.62	238.25	352.87			2,640.99								
	広	199.77		199.77	61.79	193.67	255.46			455.23								
	計	2,484.09	3.80	2,487.89	176.41	431.92	608.33			3,096.22					185.74			197.45
制限林	材積	496.054	875	496.929	12.422	17.716	30.138			527.067								
	広	39.540		39.540	6.863	13.721	20.584			60.124								
	計	535.594	875	536.469	19.285	31.437	50.722			587.191								
制限林	成長量	6,418.9	37.4	6,456.3	128.2	251.5	379.7			6,836.0								
	広	371.3		371.3	55.4	100.8	156.2			527.5								
	計	6,790.2	37.4	6,827.6	183.6	352.3	535.9			7,363.5								
普通林	面積	24.42		24.42						24.42								
	広	26.45		26.45						26.45								
	計	50.87		50.87						50.87					27.50			27.50
普通林	材積	5.015		5.015						5.015								
	広	2,942		2,942						2,942								
	計	7,957		7,957						7,957								
普通林	成長量	25.6		25.6						25.6								
	広	34.5		34.5						34.5								
	計	60.1		60.1						60.1								
計	面積	2,308.74	3.80	2,312.54	114.62	238.25	352.87			2,665.41								
	広	226.22		226.22	61.79	193.67	255.46			481.68								
	計	2,534.96	3.80	2,538.76	176.41	431.92	608.33			3,147.09					213.24			224.95
計	材積	501.069	875	501.944	12.422	17.716	30.138			532.082								
	広	42.482		42.482	6.863	13.721	20.584			63.066								
	計	543.551	875	544.426	19.285	31.437	50.722			595.148								
計	成長量	6,444.5	37.4	6,481.9	128.2	251.5	379.7			6,861.6								
	広	405.8		405.8	55.4	100.8	156.2			562.0								
	計	6,850.3	37.4	6,887.7	183.6	352.3	535.9			7,423.6								

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本書の集計には含まれていない。
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

市町村別森林資源表

森林計画区：078 尾張西三河

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地										無立木地等				計				
		人工林					天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地		改訂予定地	林地以外の地	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	計											
岡崎市	面積	計	266.92	266.92		16.53	3.70	20.23												287.15
		広	9.67	9.67		18.06	8.35	26.41												36.08
	材積	計	276.59	276.59		34.59	12.05	46.94												323.23
		広	85.792	85.792		3.299	600	3.899												89.691
		計	2.490	2.490		2.783	581	3.364												5.854
成長量	計	88.282	88.282		6.082	1.181	7.263												95.545	
	広	1.024.3	1.024.3		20.6	6.1	26.7												1.051.0	
	計	1.044.4	1.044.4		20.3	6.1	26.4												46.5	
瀬戸市	面積	計	332.26	332.26		30.98	184.39	215.37												547.63
		広	27.99	27.99		14.97	64.89	79.86												107.85
	材積	計	360.25	360.25		45.95	249.28	295.23												655.48
		広	74.728	74.728		4.437	13.910	18.347												93.075
		計	2.251	2.251		2.055	4.806	6.861												9.112
成長量	計	76.979	76.979		6.492	18.716	25.208												102.187	
	広	865.1	865.1		50.2	192.8	243.0												1,108.1	
	計	22.0	22.0		16.2	36.4	52.6												74.6	
豊田市	面積	計	887.1	887.1		887.1	887.1	295.6												1,182.7
		広	851.65	854.88		21.06	8.57	29.63												884.51
	材積	計	143.07	143.07		7.27	16.10	23.37												166.44
		広	994.72	997.95		28.33	24.67	53.00												1,060.95
		計	207.255	208.015		1,773	747	2,520												210,535
成長量	計	27.299	27.299		887	1,511	2,398												29,697	
	広	234.554	235.314		2,660	2,258	4,918												240,232	
	計	2,872.2	2,905.5		26.0	12.3	38.3												2,943.8	
犬山市	面積	計	230.8	230.8		7.5	14.2	21.7												252.5
		広	3.103.0	3.136.3		33.5	26.5	60.0												3,196.3
	材積	計	857.91	858.48		46.05	41.59	87.64												946.12
		広	45.49	45.49		21.49	104.33	125.82												171.31
		計	903.40	903.97		67.54	145.92	213.46												1,117.43
成長量	計	133.294	133.409		2.913	2,459	5,372												138,781	
	広	10,442	10,442		1,138	6,823	7,961												18,403	
	計	143.736	143.851		4,051	9,282	13,333												157,184	
森林計画計	面積	計	1,682.9	1,687.0		31.4	40.3	71.7												1,758.7
		広	132.9	132.9		11.4	44.1	55.5												188.4
	材積	計	1,815.8	1,819.9		42.8	84.4	127.2												1,947.1
広		2,308.74	2,312.54		114.62	238.25	352.87												2,665.41	
計		226.22	226.22		61.79	193.67	255.46												481.68	
成長量	計	2,534.96	2,538.76		176.41	431.92	608.33												3,147.09	
	広	501.069	501.944		12.422	17.716	30.138												532.082	
	計	42.482	42.482		6.863	13.721	20.584												63.066	
森林計画計	材積	計	543.551	544.426		19,285	31,437	50,722												595,148
		広	6,444.5	6,481.9		128.2	251.5	379.7												6,861.6
	成長量	計	405.8	405.8		55.4	100.8	156.2												562.0
広		6,850.3	6,887.7		183.6	352.3	535.9												7,423.6	
計																				

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区 分		総 数	市 町 村 別 内 訳			
			岡崎市	瀬戸市	豊田市	犬山市
保 安 林	水源かん養保安林	43.08			43.08	
	土砂流出防備保安林	3,134.35	343.40	625.63	1,040.90	1,124.42
	保 健 保 安 林	(1,138.45)		(277.20)		(861.25)
	計	(1,138.45) 3,177.43	343.40	(277.20) 625.63		(861.25) 1,124.42
砂 防 指 定 地		(1,753.55) 102.76		(625.63) 77.66	(3.50) 0.46	(1,124.42) 24.64
国 定 公 園	特別保護地区	(63.21)				(63.21)
	第1種特別地域	(37.20)		(37.20)		
	第2種特別地域	(39.13)		(39.13)		
	第3種特別地域	(1,768.47) 3.78		(626.96)	(55.66) 3.78	(1,085.85)
	計	(1,908.01) 3.78		(703.29)	(55.66) 3.78	(1,149.06)
自 都 道 府 公 園 立	第1種特別地域					
	第2種特別地域					
	第3種特別地域	(343.40) 9.70	(343.40) 9.70			
	計	(343.40) 9.70	(343.40) 9.70			
史跡名勝天然記念物		(54.56)				(54.56)
合 計		(5,197.97) 3,293.67	(343.40) 353.10	(1,606.12) 703.29	(59.16) 1,088.22	(3,189.29) 1,149.06

注 上記の制限林と重複する面積は、()外書きで、合計面積は延面積である。

(5) 樹種別材積表

単位 材積 : m³

樹 種		人工林	天然林	無立木地	林地以外の 土地	総 数
針葉樹	ス ギ	71,301	635	—	—	71,936
	ヒ ノ キ	303,374	3,222	—	—	306,596
	アカマツ	72,101	22,784	—	—	94,885
	クロマツ	50,915	2,009	—	—	52,924
	モ ミ	25	293	—	—	318
	ツ ガ 類	—	229	—	—	229
	他針葉樹	4,228	966	—	—	5,194
	計	501,944	30,138	—	—	532,082
広葉樹	ナ ラ 類	311	—	—	—	311
	他広葉樹	42,171	20,584	—	—	62,755
	計	42,482	20,584	—	—	63,066
総 数		544,426	50,722	—	—	595,148

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積 : ha

区 分	崩壊地・荒廃地		荒廃危険地
	所在地 (林小班)	面 積	面 積
総 数		15.38	255.25
市 町 村 別 内 訳	岡 崎 市	1206イ	26.80
	瀬 戸 市		81.32
	豊 田 市	1158口, ハ, ニ, 1159口, 1162口, ハ, ニ, ホ, チ, 又, 1163ハ, ニ, ホ, 1167口, 1168ニ, (草)1イ	96.09
	犬 山 市	1003イ, 1068イ	51.04

(7) 森林の被害

該当なし

(8) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 森林組合の現況

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区 分	組合名	組合員数	役職員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備 考
市町村別内訳	総 数	11,542	106	402,407	56,676	
	岡崎森林組合	3,119	45	135,895	17,016	
	豊田森林組合	8,423	61	266,512	39,660	

注1 「平成30年度愛知県林業統計書（愛知県農林水産部）」による。

注2 組合員数は、正組合員と准組合員の総数

イ 生産森林組合の現況

該当なし

(2) 林業事業体等の現況

単位：経営体

区 分	合計	法 人 化 し て い る											地方公 共 団 体・ 財 産 区	法人化し ていない		
		計	農事 組 合 法 人	会 社				各 種 団 体				その 他 の 法 人		個人 経 営 体		
				小計	株 式 会 社	合 名 ・ 合 資 会 社	合 同 会 社	小計	農 協	森 林 組 合	其 他 の 各 種 団 体					
総 数	805	28	1	9	9	-	-	9	-	8	1	9	7	751	744	
市 町 村 別 内 訳	名古屋	29	3	-	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	25	22
	岡崎	207	2	-	1	1	-	-	1	-	1	-	-	3	202	202
	一宮	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	瀬戸	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5
	春日井	5	3	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	-	2	2
	碧南	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	刈谷	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	豊田	519	18	1	5	5	-	-	7	-	7	-	5	3	498	494
	安城	5	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	4	4
	西尾	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
	常滑	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	江南	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	小牧	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	稲沢	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5
	知立	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	尾張旭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日進	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	愛西	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	北名古屋	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2
	弥富	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
みよし	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
あま	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
幸田町	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	

注1 「2015年世界農林業センサス」農林業経営体調査報告書による。

2 「X」 … 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表していないもの。

(3) 林業労働力の概況

本計画区における林業経営改善計画の認定事業体数は9事業体で、その内訳は森林組合が2組合、株式会社等が7社となっている。（令和2年3月10日現在）

(4) 林業機械化の概況

愛知県内で保有されている高性能林業機械の保有状況は以下のとおり。

なお、下表の機械については、国有林以外の者が保有するものとなっている。

単位：台数

機種	パン チ ャ ー	ハ ー ベ ス タ	プ ロ セ ッ サ	ス キ ッ ダ	フ ォ ワ ー ダ	ヤ ー タ ワ ー	ヤ ー シ ン グ	其 他 の 高 性 能 林 業 機 械	計
愛知県	-	6	22	-	29	2	33	4	96

注 林野庁業務資料より作成（平成30年度の数値）。

(5) 作業路網等の整備の概況

本計画区の国有林内の林道総延長は35kmで、林道密度は10m/haとなっている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	47	21	68	5	10	15	10%	50%	22%
針葉樹	42	19	61	5	10	15	11%	54%	24%
広葉樹	5	2	7	0	0	1	6%	13%	8%

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。
 2 実行欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。
 3 四捨五入のため総数が合わない場合がある。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha

計画	実行	実行歩合
201	82	41%

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である
 2 実行欄は、平成28～31・令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
105	13	13%	105	13	13%	-	-	-

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。
 2 実行欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km

区 分	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
林 道	3.9	-	-	1.0	0.2	14%
うち林業専用道	3.9	-	-	-	-	-

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。
 2 実行欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha

種 類	指 定			解 除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	-	-	-	-	-	-
水源かん養	-	-	-	-	-	-
土砂流失防備	-	-	-	-	-	-
保 健	-	-	-	-	-	-
なだれ	-	-	-	-	-	-

- 注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。
 2 実行欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

区 分	計 画	実 行	単 位	地 区 数
			実行歩合	
治山事業施行地区数	11	10	91%	

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷 及びその附帯地	採石採土 地	単 位		面 積 : ha
				その他	合 計	
-	-	-	-	-	-	-

注1 面積欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

（2）森林以外より森林への異動

原 野	農用地	その他	単 位	面 積 : ha
			合 計	
-	-	-	-	

注 面積欄は、平成28～令和元年度実績と令和2年度見込量の合計である。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha、材積：千m³

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	29	26	43	52	47	47	53	55
		針葉樹	27	24	40	48	43	43	48	50
		広葉樹	2	2	4	4	4	4	4	4
	主伐	総数	5	7	23	26	22	26	27	25
		針葉樹	5	6	21	24	20	24	25	23
		広葉樹	0	1	2	2	2	2	2	2
	間伐	総数	24	20	20	26	25	21	25	30
		針葉樹	22	18	19	24	23	20	23	27
		広葉樹	2	2	2	2	2	2	2	2
造林面積	総数	7	11	76	227	197	179	178	185	
	人工造林	7	11	45	66	47	29	28	29	
	天然更新	0	0	30	160	150	150	150	156	

注1 森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：千m³

区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第 I 分期	総 数	3,147	2	13	21	105	141	664	
	人工林	総 数	2,539	2	13	21	104	127	634
		育成単層林	2,535	2	13	19	104	127	634
		育成複層林	4	0	0	2	0	0	0
	天然林	総 数	608	0	0	0	2	14	30
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	176	0	0	0	2	8	15
天然生林		432	0	0	0	0	6	16	
第 II 分期	総 数	3,122	22	1	13	67	115	418	
	人工林	総 数	2,498	6	1	13	67	109	393
		育成単層林	2,494	6	1	13	65	109	393
		育成複層林	4	0	0	0	2	0	0
	天然林	総 数	624	16	0	0	0	6	24
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	192	16	0	0	0	2	12
天然生林		432	0	0	0	0	4	12	
第 III 分期	総 数	3,114	62	2	13	21	105	141	
	人工林	総 数	2,460	16	2	13	21	104	127
		育成単層林	2,438	7	2	13	19	104	127
		育成複層林	22	9	0	0	2	0	0
	天然林	総 数	654	46	0	0	0	2	14
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	222	46	0	0	0	2	8
天然生林		432	0	0	0	0	0	6	
第 IV 分期	総 数	3,163	281	6	1	13	67	115	
	人工林	総 数	2,348	75	6	1	13	67	109
		育成単層林	2,218	12	6	1	13	65	109
		育成複層林	130	63	0	0	0	2	0
	天然林	総 数	814	206	0	0	0	0	6
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	383	206	0	0	0	0	2
天然生林		432	0	0	0	0	0	4	
第 V 分期	総 数	3,159	458	28	2	13	21	105	
	人工林	総 数	2,195	117	12	2	13	21	104
		育成単層林	1,996	15	7	2	13	19	104
		育成複層林	199	102	5	0	0	2	0
	天然林	総 数	964	341	16	0	0	0	2
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	533	341	16	0	0	0	2
天然生林		432	0	0	0	0	0	0	

注 1 1 齡級を5年とシアラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齡級、6年生から10年生までを2 齡級とし、以下順次3、4 齡級・・・とする。

2 人工林の育成複層林は、上層木と下層木に半分ずつ面積を割り振った。

3 育成複層林施業の更新未了林分の面積は、1・2 齡級に含めた。

4 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第VI分期	総 数	3,185	568	99	6	1	13	67	
	人工林	総 数	2,070	108	53	6	1	13	67
		育成単層林	1,800	6	12	6	1	13	65
		育成複層林	270	101	42	0	0	0	2
	天然林	総 数	1,115	461	46	0	0	0	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	683	461	46	0	0	0	0
天然生林		432	0	0	0	0	0	0	
第VII分期	総 数	3,194	528	290	28	2	13	21	
	人工林	総 数	1,929	78	100	12	2	13	21
		育成単層林	1,610	0	15	7	2	13	19
		育成複層林	319	78	84	5	0	0	2
	天然林	総 数	1,265	450	191	16	0	0	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	833	450	191	16	0	0	0
天然生林		432	0	0	0	0	0	0	
第VIII分期	総 数	3,215	526	404	99	6	1	13	
	人工林	総 数	1,794	69	93	53	6	1	13
		育成単層林	1,414	0	6	12	6	1	13
		育成複層林	380	69	87	42	0	0	0
	天然林	総 数	1,421	456	310	46	0	0	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	989	456	310	46	0	0	0
天然生林		432	0	0	0	0	0	0	
第IX分期	総 数	3,231	531	368	290	28	2	13	
	人工林	総 数	1,655	68	68	100	12	2	13
		育成単層林	1,219	0	0	15	7	2	13
		育成複層林	436	68	68	84	5	0	0
	天然林	総 数	1,576	463	300	191	16	0	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,144	463	300	191	16	0	0
天然生林		432	0	0	0	0	0	0	

区 分							材 積	
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
第 I 分期	總 数	365	235	446	638	515	603	
	人工林	總 数	293	202	182	541	420	551
		育成单層林	293	202	182	540	419	550
		育成複層林	0	0	0	1	1	1
	天然林	總 数	72	33	264	98	95	51
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	20	9	48	55	19	19
	天然生林	52	24	216	43	76	32	
第 II 分期	總 数	485	250	257	616	877	631	
	人工林	總 数	406	238	220	316	727	574
		育成单層林	406	238	220	315	725	573
		育成複層林	0	0	0	1	1	1
	天然林	總 数	79	12	37	301	150	57
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	24	8	14	77	39	24
	天然生林	55	4	23	224	111	33	
第 III 分期	總 数	664	318	235	446	1,106	655	
	人工林	總 数	634	246	202	182	913	591
		育成单層林	634	246	202	182	902	588
		育成複層林	0	0	0	0	11	3
	天然林	總 数	30	72	33	264	193	64
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	15	20	9	48	74	30
	天然生林	16	52	24	216	119	34	
第 IV 分期	總 数	402	466	250	257	1,302	662	
	人工林	總 数	378	387	238	220	852	577
		育成单層林	378	387	238	220	786	563
		育成複層林	0	0	0	0	65	14
	天然林	總 数	24	79	12	37	451	86
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	12	24	8	14	116	51
	天然生林	12	55	4	23	335	35	
第 V 分期	總 数	141	649	285	235	1,221	656	
	人工林	總 数	127	619	212	202	764	547
		育成单層林	127	619	212	202	675	535
		育成複層林	0	0	0	0	89	12
	天然林	總 数	14	30	72	33	457	109
		育成单層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	8	15	20	9	122	73
	天然生林	6	16	52	24	335	36	

区 分							材 積	
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
第VI分期	総 数	115	402	422	250	1,239	649	
	人工林	総 数	109	378	344	238	751	517
		育成単層林	109	378	344	233	632	504
		育成複層林	0	0	0	5	120	12
	天然林	総 数	6	24	79	12	488	132
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2	12	24	8	130	96
天然生林		4	12	55	4	357	36	
第VII分期	総 数	105	141	624	285	1,156	636	
	人工林	総 数	104	127	594	212	666	477
		育成単層林	104	127	594	197	532	465
		育成複層林	0	0	0	15	134	13
	天然林	総 数	2	14	30	72	490	158
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2	8	15	20	132	121
天然生林		0	6	16	52	358	37	
第VIII分期	総 数	67	115	402	397	1,183	624	
	人工林	総 数	67	109	378	318	684	430
		育成単層林	65	109	378	302	520	414
		育成複層林	2	0	0	17	163	17
	天然林	総 数	0	6	24	79	500	194
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	2	12	24	139	157
天然生林		0	4	12	55	361	37	
第IX分期	総 数	21	105	141	504	1,227	615	
	人工林	総 数	21	104	127	473	666	387
		育成単層林	19	104	127	431	500	367
		育成複層林	2	0	0	43	165	20
	天然林	総 数	0	2	14	30	561	227
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	2	8	15	150	190
天然生林		0	0	6	16	411	38	

国有林の計画制度の体系

